

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（一部改正）について

資料 1 - 4 の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定に当たり、既存条例（盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例）の保育所に関する部分に所用の改定が生じたものです。

また、国の「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」の取りまとめに基づき、保育室などを 4 階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件を見直すものです。

【検討にあたっての視点】

○「確認制度」は、新制度において新たに設けられたしくみであり、保育所の施設運営の重要事項に関して、独自項目の追加や基準の上乗せについてどのように考えるか。

- ・現在、市内の認可保育所で 4 階以上に保育室を設置している施設はありません。